

特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○特定商取引に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第八十九号）

改正案	現行
<p>（訪問販売における禁止行為）</p> <p>第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>五 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結するに際し、次に掲げる書面であつて、購入者又は役務の提供を受ける者（以下この号において「購入者等」という。）が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約（以下「生命保険契約等」という。）の被保険者又は被共済者（以下「被保険者等」という。）となることに同意する旨記載されているもの（当該生命保険契約等についての同意に関する事項が赤枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの赤字で記載されており、かつ当該売買契約又は役務提供契約に関する署名又は押印とは別に当該生命保険契約等に関する署名及び押印をする欄が設けられているものを除く。）に、当該購入者等の署名又は押印をさせること。</p> <p>イ 法第四条又は法第五条の規定により交付する書面</p> <p>ロ 第三者が販売業者又は役務提供事業者に当該売買契約に係る商品</p>	<p>（訪問販売における禁止行為）</p> <p>第七条 法第七条第三号の経済産業省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一〜四 （略）</p> <p>（新設）</p>

若しくは権利の代金若しくは当該役務提供契約に係る役務の対価（以下「代金等」という。）を交付することを条件として購入者等が当該第三者に当該代金等に相当する額を支払う旨を記載した書面又は購入者等が代金等の全部若しくは一部に充てるための金銭を借り入れる旨を記載した書面

七 六

(略)

六 五

(略)